論点①　居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置に係る対応

論点①

■ 養介護施設従事者等による高齢者虐待は、サービス提供場所や特性等にかかわらず生じる可能性があるものであり、令和３年度改定において、全ての介護サービス事業者を対象に高齢者虐待防止措置が義務付けられ、３年間の経過措置を設け、令和６年度より義務化となっているところ、居宅療養管理指導については、体制整備に関するさらなる周知の必要性等を踏まえ、経過措置が延長され、令和９年３月末に終了となる予定。

■ 居宅療養管理指導を提供する事業所においては、他の会議体や研修と一体的に実施するなどの工夫を行いながら、高齢者虐待防止に係る各取組が一定程度進んできている状況にある。

■ 他方で、居宅療養管理指導については、保険医療機関又は保険薬局の場合は、居宅サービス事業所として、みなし指定（※）がされるなど、そのサービス特性や業務形態を踏まえることが必要。

（※）病院、診療所又は薬局について、健康保険法による保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、当該病院等により行われる居宅療養管理指導に係る指定があったものとみなすこととされている（介護保険法第71条）。この場合、指定事業所同様の運営基準遵守が求められる。

■ これらを踏まえ、居宅療養管理指導における経過措置期間終了に係る対応について、どのように考えるか。

対応案

■ 全ての介護サービスについて共通の虐待防止措置が図られる必要があるところ、居宅療養管理指導は、保険医療機関等がみなし指定を受けている場合、介護サービスを提供していない又はその機会が極めて限られている事業所も含まれていることから、一定の介護サービスの提供実績を有する事業所を、経過措置期間終了後の義務付けの対象とすることとしてはどうか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント」 p.17 より抜粋

R６改定

５．④　居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長

概要　【居宅療養管理指導★】

○　居宅療養管理指導について、事業所のほとんどがみなし指定であることや、体制整備に関する更なる周知の必要性等を踏まえ、令和６年３月31 日までとされている以下の義務付けに係る経過措置期間を３年間延長する。

【省令改正】

ア　虐待の発生又はその再発を防止するための措置

イ　業務継続計画の策定等

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント」 p.11 より抜粋

居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置に関する体制整備の状況①（研修・委員会）

○　令和８年度に調査回答のあった居宅療養管理指導事業所（介護報酬を算定している213事業所）のうち、約63%の事業所が年１回以上研修を実施又は年度内実施予定である。同様に、約56%の事業所において、検討委員会を設置･開催又は年度内開催予定であり、前年度同調査と比較すると、いずれも実施率が一定程度増加している。

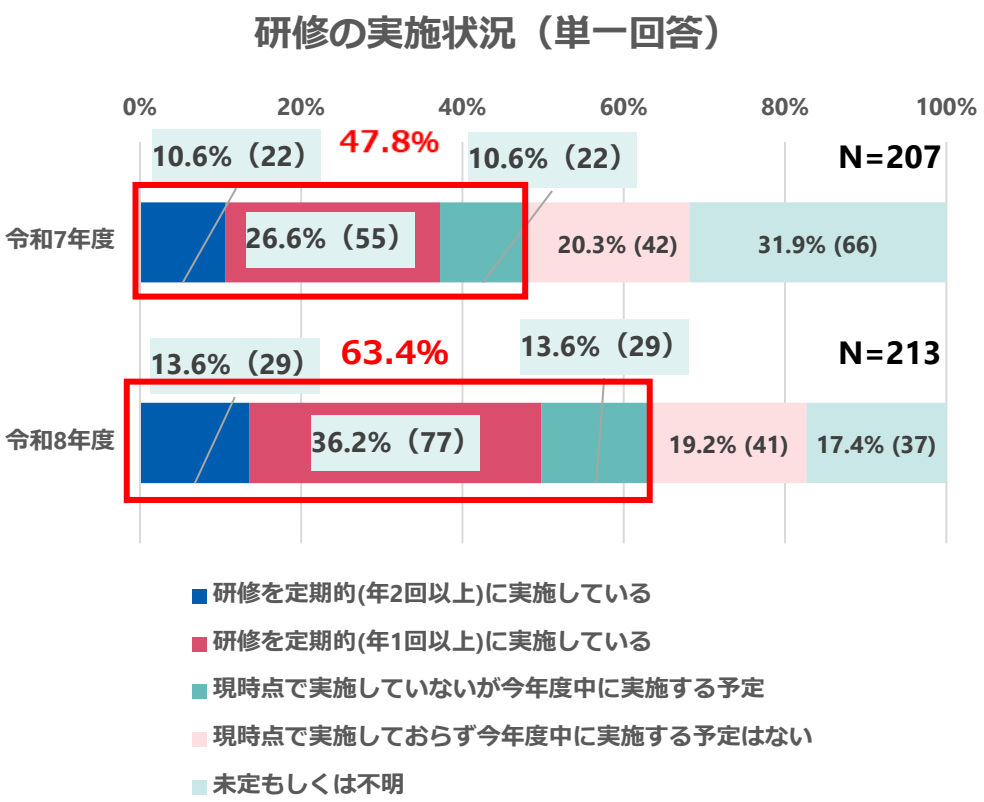

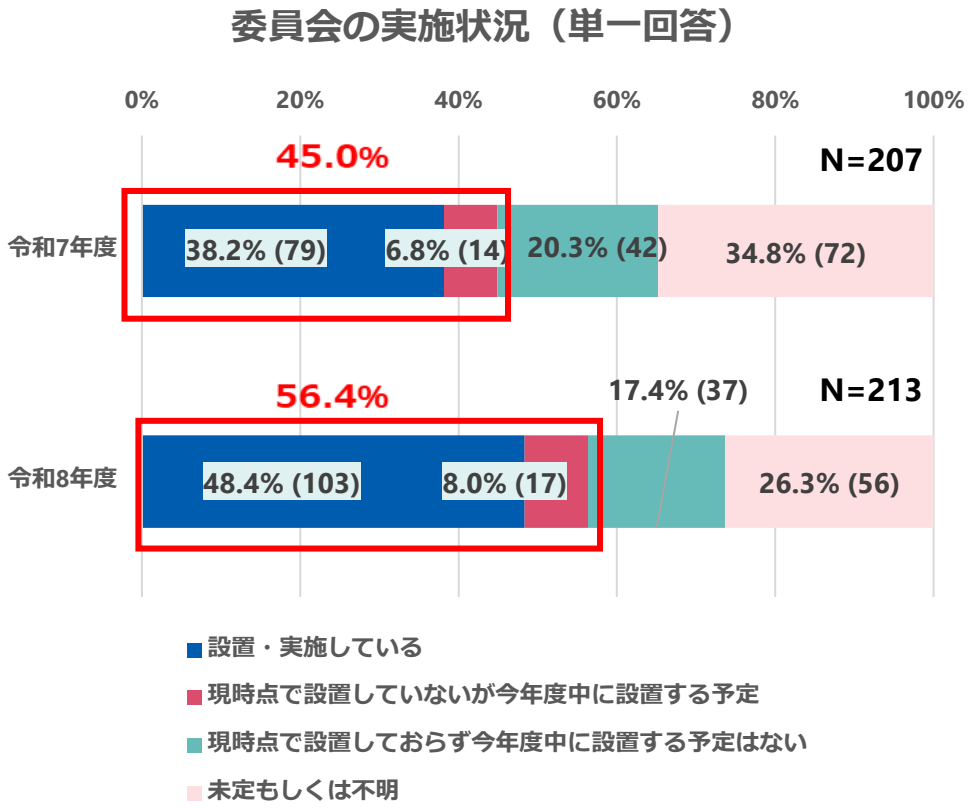

出典：令和７年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業報告書」（株式会社日本総合研究所）で収集したデータ及び
令和８年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業」(株式会社日本総合研究所)　速報値に基づき高齢者支援課で作成

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント」 p.13 より抜粋

居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置に関する体制整備の状況②（指針・担当者）

○　令和８年度に調査回答のあった居宅療養管理指導事業所（介護報酬を算定している213事業所）のうち、約62％の事業所が指針を策定又は年度内に策定予定である。同様に、担当者の配置状況は、約53％の事業所において整備済み又は年度内に整備予定であり、前年度同調査と比較すると、いずれも実施率は一定程度増加している。

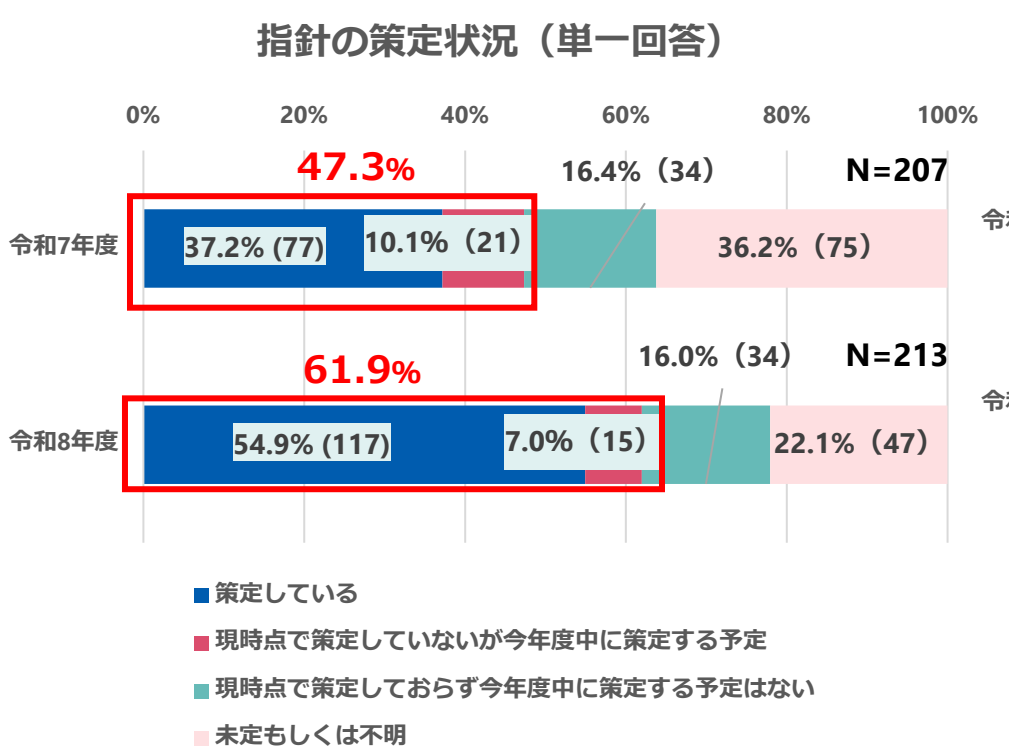

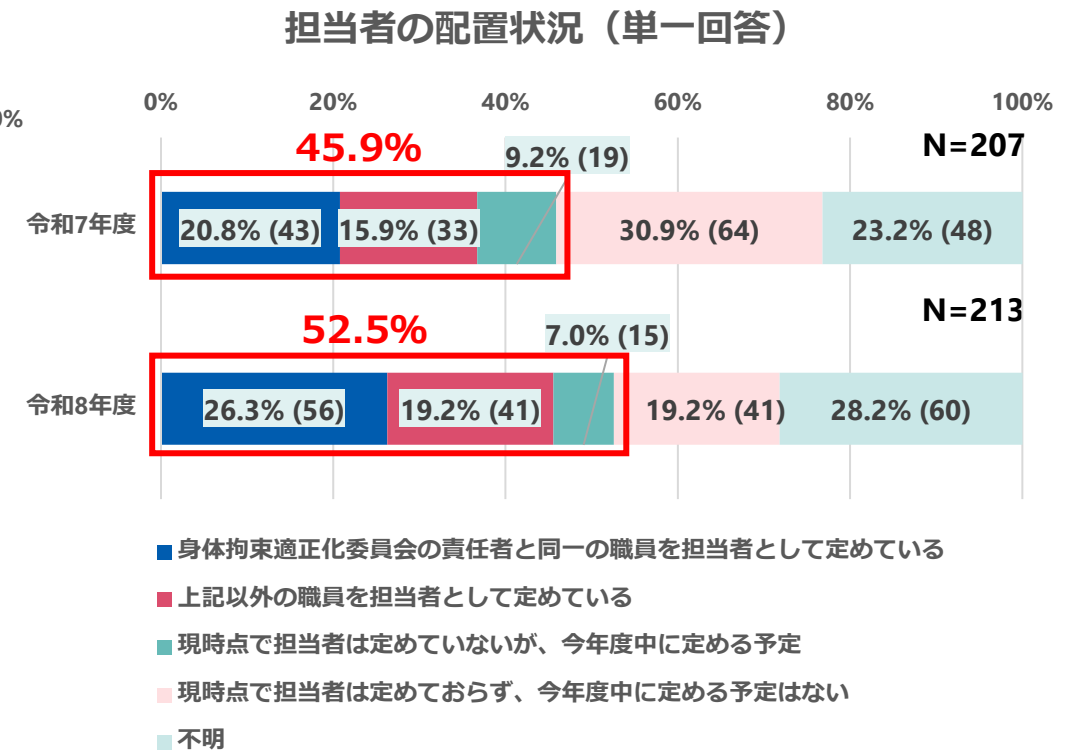

出典：令和７年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における 高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業報告書」（株式会社日本総合研究所）で収集したデータ及び
令和８年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業」(株式会社日本総合研究所)速報値に基づき高齢者支援課で作成

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント」 p.14 より抜粋